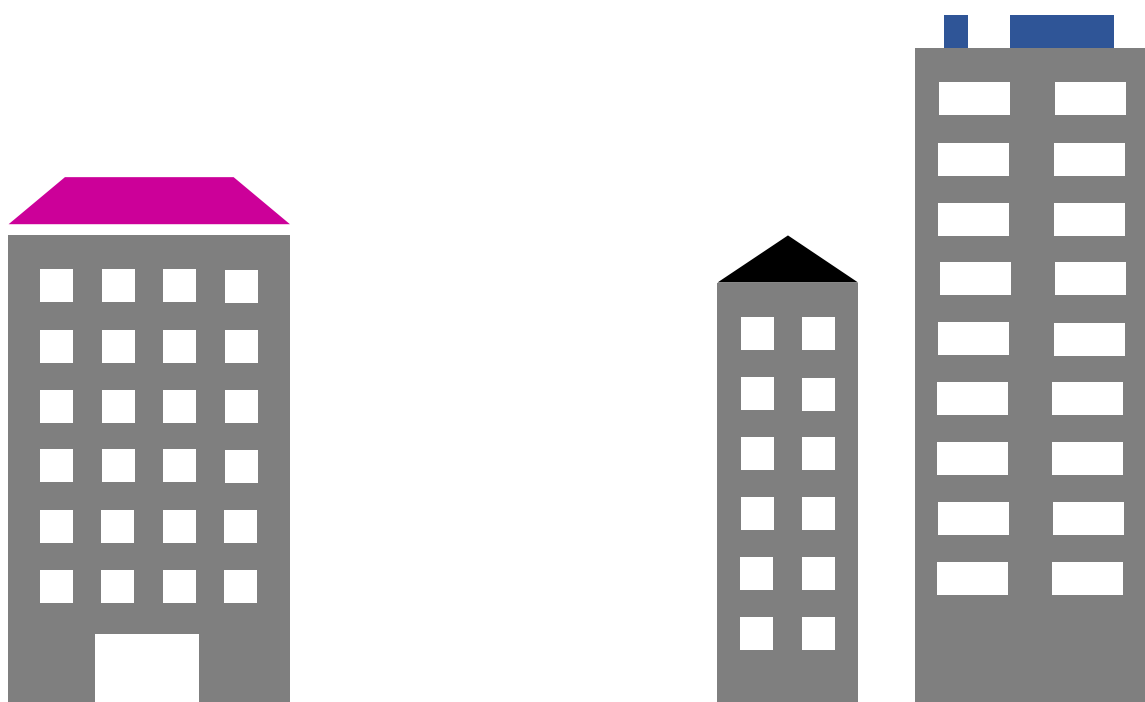


葛飾区優良集合住宅認定制度のご案内



問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 住環境整備課 開発指導係

TEL : 03(5654)8348 (直通) FAX : 03(3697)1660

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所 3階 307窓口



認定制度とは

葛飾区住宅基本計画では、次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくり、多世代が安心して快適に暮らすことができる住まいづくり、葛飾らしい魅力ある住環境づくりを基本方針としており、集合住宅を建築する際の最低限の基準として「葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を制定いたしました。

「葛飾区優良集合住宅認定制度要綱」（以下「要綱」という。）では、次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくりのために、住生活に関する機能について特に配慮した集合住宅を「優良集合住宅」として認定し、認定証を交付いたします。

認定の型

防災型

災害時における居住者の生活に配慮した集合住宅

優良集合住宅認定基準

全てに適合すると認定証を交付します。

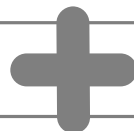
- 耐火構造
- 日本住宅性能表示耐震等級2以上または免震建築物
- 設備配管にフレキシブルジョイントを採用
- 浸水深以上の階に退避空間（集会室など）を確保
- 浸水深以上の階に防災備蓄倉庫を設置
- エレベーターを設置



補助金整備基準

下記のうち1項目以上整備が必要です。

- 太陽光発電と蓄電池を併用したシステム
- 停電対応型コージェネレーションシステム
- 停電対応型ガスヒートポンプ式空調機
- 電気自動車・プラグインハイブリット自動車の急速充電器



補助金交付要件

下記の条件を満たした集合住宅には補助金を交付します。

- 管理・運営に関する報告を年1回行うこと
- ※ 補助金算定方法など詳しくは、
葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱をご確認ください。

優良集合住宅の公表

優良集合住宅の認定を受けた物件は葛飾区のホームページに公表します。幅広く認定情報の提供を行うことで優良集合住宅の認知度が向上します。

認定を受けるメリット

- 整備費の一部に補助が受けられる
- 他物件と差別化できる
- 認定を広告等に活用できる
- 区のホームページでPRされる

子育て型

子育てに適した住環境に配慮した集合住宅

全てに適合すると認定証を交付します。

- 床面積65平方メートル以上の住戸が全住戸の3分の1以上
 - 耐火構造
 - 界床の重量床衝撃音・軽量床衝撃音の遮断性能を確保
 - 界壁の空気伝搬音の遮断性能を確保
 - 外壁開口部（サッシ）の空気伝搬音の遮断性能を確保
 - 3人乗り自転車に対応した駐輪場を整備
 - 子育て交流促進施設（キッズルーム、プレイロット等）を整備
 - エレベーターを設置
- ※ 東京こどもすくすく住宅認定制度のアドバンスモデル認定を取得



優良集合住宅認定基準



下記の条件を満たした集合住宅には助成金を交付します。

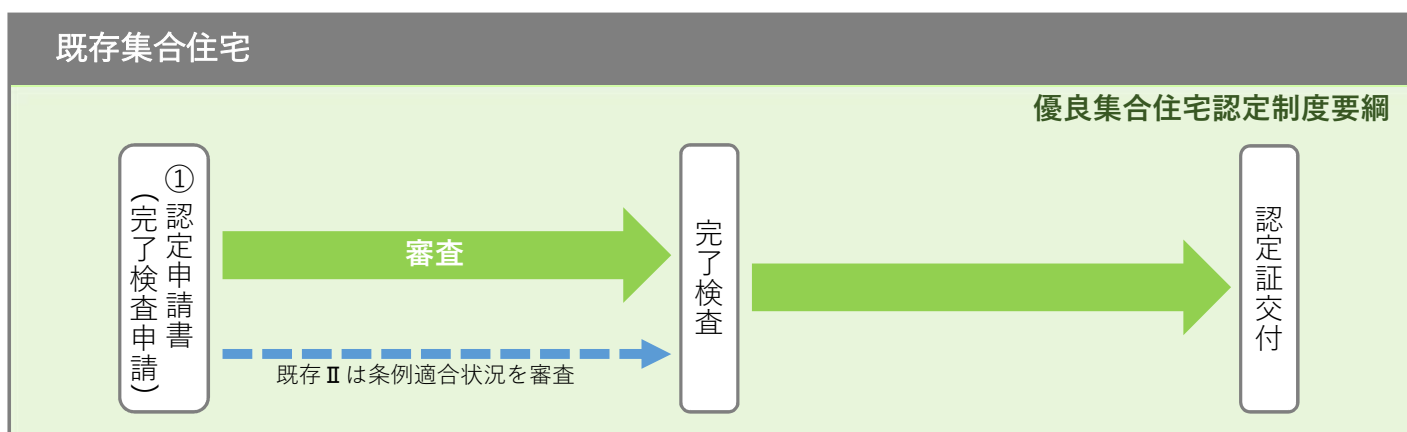
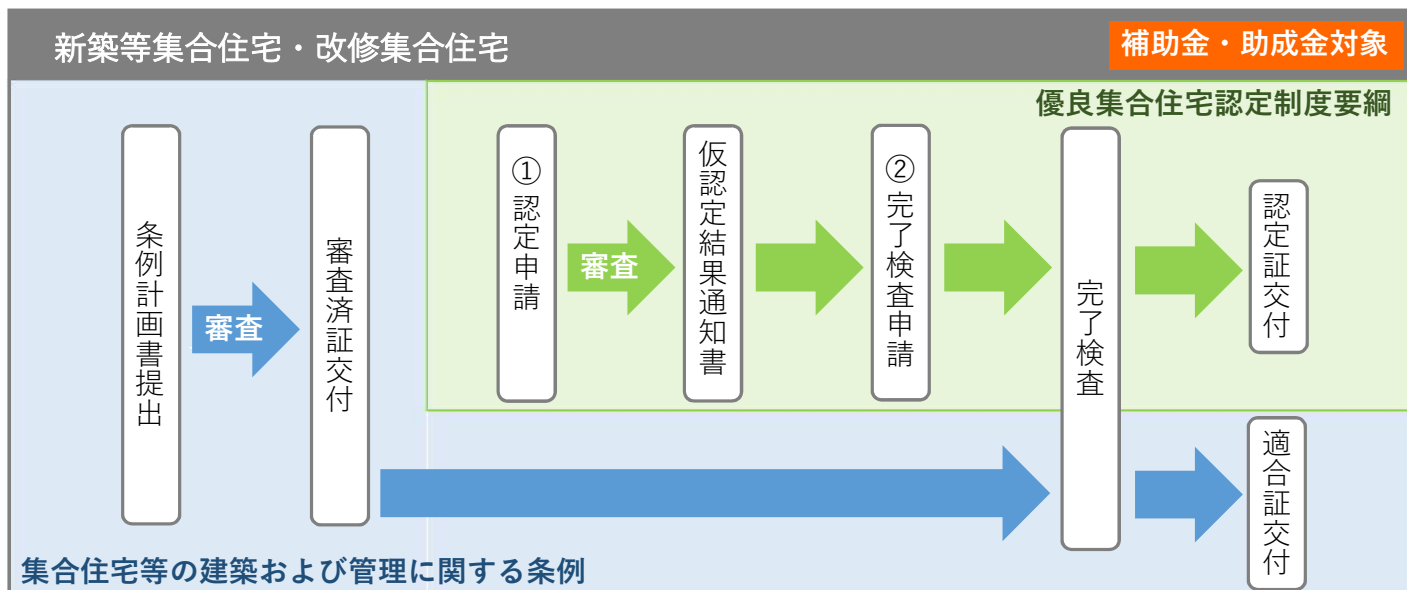
- 子育て型の認定を10年以上継続すること
 - 管理・運営に関する報告を年1回行うこと
 - 原則、認定対象住戸の入居者は子育て世帯であること
- ※ 補助金算定方法など詳しくは、
葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金交付要綱をご確認ください。

助成金交付要件

階数3以上かつ15戸以上の集合住宅で条例に適合していることが認定条件となります。

※ 条例施行前の集合住宅も認定対象となる場合がありますので、要綱をご確認ください。

認定のフロー



① 認定申請書（第1号様式）に以下の書類を添付して申請してください。

- 認定基準適合項目確認書（第1号様式の2）
- 付近見取図
- 設計図書
- アドバンストモデル設計認定書の写し（子育て型のみ）
- 新規** 設計住宅性能評価書の写し 又は **既存ⅠⅡ** 建設住宅性能評価書の写し
- 新規** 確認済証の写し 又は **既存ⅠⅡ** 検査済証の写し
- 既存Ⅰ** 適合証 又は **既存Ⅱ** 条例適合確認書（第2号様式）
- 認定を満たすことが分かる図書
- ※ 既存Ⅰ：条例施行日以後に検査済証の交付を受けた既存集合住宅
- ※ 既存Ⅱ：条例施行日以前に検査済証の交付を受けた既存集合住宅

② 工事完了後、**新築等集合住宅**と**既存集合住宅のうち認定を取得するために改修を要する集合住宅**は、完了検査申請書（第4号様式）に以下の書類を添付し申請してください。

- 建設住宅性能評価書の写し
- 検査済証の写し
- アドバンストモデル認定書の写し（子育て型のみ）
- ※ **既存集合住宅**は、①認定申請書をもって完了検査申請となります。